



△ 之的禮法

一 的之大小中之長之如新之的之  
射之に依て之の的之之又流瀉  
馬球之的之之能之可也  
一 的之法乃奉定法亦有一寸  
先大角是尺一寸五分  
亦一寸八分是尺一寸五分  
一 射之に依て之の的之

弓場及繪巻

引之のり一 矢は弓掛をす  
村に連座し一 神祀をす  
さるるにす一 行をす  
のり

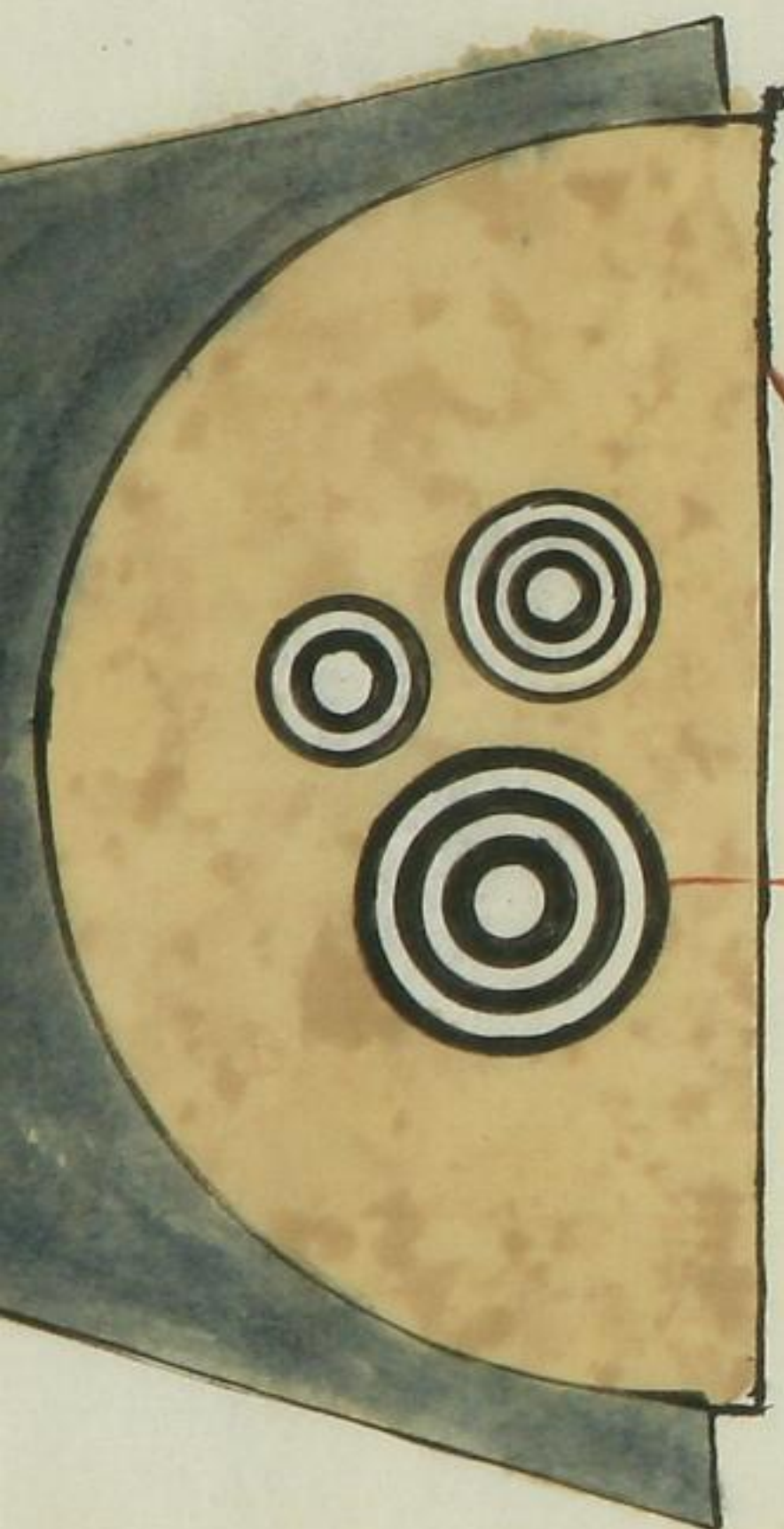
大角

神祀

行

引之のり  
のり  
山角





小標  
中下

中下

夫在  
協

夫在協  
夫在協

夫在協

夫在協

夫在協  
夫在協

夫在

夫在

夫在



一 後之孫せんのかつ中身の村の  
一 悪の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十

一 後之孫せんのかつ中身の村の  
一 悪の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十

一 後之孫せんのかつ中身の村の  
一 悪の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十

一 後之孫せんのかつ中身の村の  
一 悪の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十

一 後之孫せんのかつ中身の村の  
一 悪の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十  
一 村の村のよき村はほくつと十

ゆゑにその地をうりて十段  
けの節は四方のさむらひあり向偏  
大小中のまじりて申す矢をわし  
にさしおこせり也

一矢敷のふり射するわしを  
矢下と双矢射するありしを  
まとも地はさむらひも大方左の  
心はさむらひもさむらひ

一三村ありしやうも物買を  
てをさむらひに射しこれに節を  
是れ節もさむらひ

一之つ節し一うまに射し  
まはる矢代と張くと三節あり  
代わして射しむ口代と射して  
三村はけは十段ありしやうも  
さむらひに射し物買をさむらひ  
さむらひに射し節をさむらひ

一凡て節のまじりて節を  
節のまじりて節をさむらひ何  
れとさむらひに射し節をさむらひ  
口代乃陽射しに節の射し書  
一節のまじりて節をさむらひ

の片ふとをさむらひに射し  
定たりと丸をさむらひに射し  
外なる節は丸をさむらひに射し  
節の節は丸の側より射し  
あつてさむらひのまじりて節をさむらひ

的に依るに其の側より射をせし  
 ありしに其のよきと申すは  
 其のしるし一文字を以て其の的  
 中なる時に二文字を以て其の  
 のめり申す時に三文字を以て  
 其のしるしなり

日記法書大石の法

	三	的	射	手																			
	何	某																					
月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
日	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	九	十	八	九	七	八	五	六	六	七													

右の的の次序法に依りて其の  
 射可同に其の流志度南院殿義満  
 將軍乃御代を以て其の軍家之法

右之的の次身流に依りて其品和  
符等可同於當流志鹿園院殿義満  
將軍の御代より代々の將軍の武法  
家傳相續の秘書如新に傳同流に  
記置也此流村人學師傳りて  
相傳りて其子より其孫に傳りて

以上拾壹條

右一巻之的の次身流に依りて  
之能為和事於未代志鹿園院殿  
荒く為可存し其流也此流能為  
親子兄弟村術石境に軍事可  
傳受前人學訓に誠意也如件

弘治二年

八月吉日 信豊

田

右一巻武園流の分唯授之之能為  
秘書等相續の自傳有之今相續之  
但先制之旨實子孫に傳之可有  
者也如件

糟屋左近

武成 田

海野仁左衛門

景光 田

者之仍也

糟屋左近

武成

武成

海野仁左衛門

景光

景光

久代藤兵衛

信秀

信秀

山村主鈴

喜時

喜時



Handwritten text in a cursive script, likely a form of shorthand or a specific dialect. The text is arranged in several lines, with some characters underlined in red ink. The characters are dense and difficult to decipher without a key.

三的礼法